

鉄道労働者の アスベスト被害と対策！



国労近畿

第248号
発行 羽生 隆盛
編集 木下 賢一
大阪市北区錦町2-2
TEL06-6354-0700
FAX06-6358-1465

被害を漏らさず救済を

「4・26近畿安全集会」



池田 理恵 氏

4月26日、地本は、福知山線事故から21年「4・26近畿安全集会」を国労大阪会館大会議室にて開催し、50名の仲間が参加しました。

集会の一部、労働講座では「鉄道労働者におけるアスベスト被害及び対策」と題してNPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金事務局次長 池田理恵氏より講演を受けました。

一部の安全集会では、佐藤治本部副委員長から「大井工場支部でのアスベスト問題の取組について」、大阪貨物分会の上原優斗さんから「公共交通の安全・安心を求める乗客の会」「南武線のワンマン運転化の中止を求める川崎市民連絡会」など、JRと公共交通のあり方を考える首都圏連絡会「3・14」3団体による「3・14」3

団体学習交流会「ワンマン運転で安全は大丈夫？」に参加しての報告がされました。

講演より（抜粋）

アスベスト使用の歴史と 鉄道現場への広がり

アスベスト（石綿）は、かつて断熱性・耐熱性に優れた素材として、鉄道車両・駅舎・工場設備・塗料・パッキン類など、鉄道のあらゆる現場で広く使用されてきました。しかし発がん性が高まらなくなり、2004年以降、国内製造が中止されたものの、既存建物や設備の対策は遅れ、現在も多くの現場に残存しています。

“静かなる時限爆弾”

アスベストの最大の特徴は、吸入してから30〜40年後に発症する遅発性であり、退職後に病気が見つかるケースが多く、鉄道現場でも被害が「見えにくい」まま進行しているのが実態です。

アスベスト関連疾患には、胸膜や腹膜に発生する中皮腫、肺がん、胸膜肥厚斑、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、石綿肺などがあります。特に中皮腫は予後が悪く、数ヶ月で亡くなる例も少なくありません。さらに診断できる専門医が少なく、見落としや誤診が起きやすいことも大きな問題です。

補償制度の複雑さと “申請先の誤り”

補償制度は複雑で、暴露場所によって申請先が異なります。JR在職中の業務上暴露→労基署（労災）、旧国鉄時代のみ→鉄道運輸機構、業務外の環境暴露→環境再生保全機構、しかし現実には、JRが「国鉄の方が長い」として事業主の証明を拒み、申請者を運輸機構へ誘導する例が後を絶たしません。

運輸機構での補償は昭和62年当時の低い賃金を基準に算定されるため、補償額が大幅に下がってしまっています。労災申請は会社の証明がなくても可能であり、同僚1〜2名の証言で認定されるケースが多いことを、組合として広く共有する必要があります。

具体的な 被害事例

実際の被害事例も深刻です。長野工場の小林信五さんは特健で異常が見つかり、中皮腫と診断されました。JRは「旧国鉄で」と抵抗しましたが、OBの証言を集め、最終的にJR労災を勝ち取りました。日額1万6千円で補償され、遺族には特別補償3000万円が支払われました。

大井工場の黒沼さんは肺がんで労災認定を受け、退職者の上積み補償を求めて裁判を提起し、高裁で和解に至りました。退職者補償の道を開いた重要な事例です。さらに同じ大井工場の佐藤信二さんは中皮腫と診断されましたが、JRは「そんなに吸っていない」と責任を否定しました。しかし、同僚証言を添えて労災認定を勝ち取り、現在も休業補償を受けながら治療を続けています。

現場の情報開示不足 JR近江今津総合庁舎の例

現場のリスクコミュニケーション（リスクを共有し、意見交換を行う）不足も深刻です。

JR西日本近江今津総合庁舎の除去作業では、事前説明も掲示もなく、粉じんが飛散する事態が発生しました。結果的にアスベストではありませんが、石綿予防規則や大気汚染防止

お知らせ

2026年度
全国・西日本
大会代議員選挙

公示日 6月6日
投票日 6月17日
不在者投票日 6月14〜16日

今後の課題 仲間を守るために

アスベスト問題は過去の問題ではなく、これからも発症者が出続ける現在進行形の労働災害です。

組合としては、職歴・暴露歴の記録相談窓口の周知、正しい労災申請支援、退職者との連携強化、上積み補償制度の確立、除去作業の情報開示徹底、OB掘り起こしによる実態把握など、総合的な取り組みが求められます。

仲間の命と健康を守るため、組合として引き続き力を合わせて取り組んでいくことが重要です。

大井工場でのアスベスト 問題の取組について



佐藤 本部副委員

私は1981年4月、国鉄北局に採用され、隅田川客貨車区(現・JR貨物隅田川機関区)に配属されました。1989年に大井工場へ転勤し、空配管職場で勤務。その後、60歳以降は原則出向となり、現在はメダイア部門で武蔵野線車内ポスター等の交換作業を行っています。大井工場支部では書記長を18年間務めました。

アスベスト問題への取り組みは2013年から

アスベスト問題への取り組みは2013年のOB会総会で池田先生を招いた学習会を契機に本格化しました。当時、神奈川県地区本部が工場公開に合わせて来訪し、組合事務所で大井工場の「気噴き作業」の映像を上映したことが、池田先生との継続的なつながりの始まりでした。

りでした。

事業主証明と手帳取得へ —支部としての要求行動

OB会総会では「事業主証明を求め、健康管理手帳を取得しよう」と意思統一し、支部としても工場業務の団体交渉や仕事安全総点検を通じて、アスベスト使用部品や作業実態を具体的に指摘し改善を求めてきました。会社側も要求を受け、勤労・運輸車両部が職場点検を実施し、除去状況や使用箇所を把握。代替部品への切替も進み、現在、東京総合車両センター内のアスベストはほぼ99%除去されています。ただし、保存車両クモハ12000には残存があり、現職が少ないため情報伝達が不十分な面もあります。

退職時案内の問題——覚書 を知らない若手担当者

退職時には「手帳申請は運輸機構へ」と案内されまが、これは平成19年覚書に反します。若い担当者は覚書を知らず、改善要求を続けています。国労としては運輸機構との定期的な意見交換を継続し、かつは業務部長主導でアスベスト会議も開催されました。職協としても本部・本社

間交渉を行い、相談窓口設置、JRによる事業主証明、退職者への周知徹底などを協約化するよう求めています。しかし会社の姿勢は依然として後ろ向きで、粘り強い取り組みが必要です。

現職のうちに「職歴確保」を

旧大井工場支部では「退職後は必ず手帳を取る」と意思統一し、これまで17名が取得しています。重要なのは、現職のうちに自分の職歴を必ず確保しておくことです。退職後に請求すると3〜6か月かかり、会社は「国鉄時代の職歴は分からない」と言いがりますが、実際には記録が残っています。

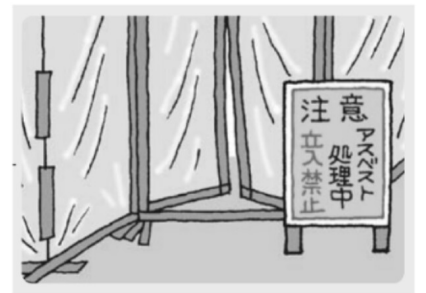
JRが事業主証明を渋る場合、労基署へ同僚証明を添付する必要があるため、今のうちに同僚へ協力を依頼しておくことが大切です。

司法判断の変化——国鉄と JRを同一事業体と認定

また、東京高裁は「鉄道運輸機構とJRは共同不法行為」と認定し、国鉄とJRを同一事業体と位置づけました。これは1047名問題の時代には得られなかった判断であり、司法の流れが変わりつつあることを示しています。

今後の課題

今後は、JRにおける退職後補償制度の確立・JRによる退職者へのアスベスト周



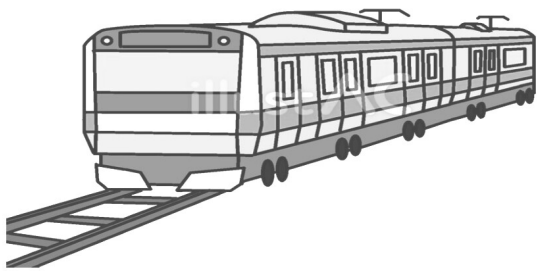
知の徹底・職場での調査活動の強化・証拠の記録・保存(写真・サンプル)・若手管理者への継続的な指導と教育・学習会の継続が不可欠です。アスベスト問題に真正面から取り組んでいるのはJR内では国労だけです。命と健康に関わる課題として、今後も粘り強く取り組みを進めていく必要があります。

国労大阪支部の活動



上原優斗さん (大阪貨物分会)

3月14日、国労青年部の呼びかけで開催された「JR東日本のワンマン運転を考える学習交流会」に参加しました。参加者は、普段から路線を利用する乗客団体、



川崎市民連絡会、首都圏公共交通連絡会など多岐にわたる、混雑路線でのワンマン化を中心に、JR東日本の過度な合理化に対する問題意識を共有しました。学習会では、埼玉大学安藤名譽教授によるJR東日本の経営戦略と利用者視点からの課題の講演。続いて各

団体から、ワンマン運転の現状報告や危険性の指摘が行われました。最も印象に残ったのは、「事故時に本場に対応できないのか」という利用者の切実な不安です。JR東日本のワンマン運転は、地下鉄のような完全自動化ではなく、運転士が従来業務に加えてドア扱い・ホーム監視を担う方式です。踏切のある地上線も多く、急病人、乗客増える中、車内事件などが1000人超の乗客を運ぶ1名で対応することにかなり、保安上のリスクは大きいと思います。この動きが首都圏から全国へ波及することが強く懸念されます。利用者の安心と安全、そして過度な人員削減から現場を守るためにも、組合としてワンマン化に反対し、力を合わせて取り組む必要性を強く感じました。

第20回

権利討論集会

6月27日(土)
14:00~

国労大阪会館
1階 ホール

テーマ「労働基準法改正について」

講師 西川 大史 弁護士
(南大阪法律事務所)